

佐賀県告示第 47 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 27 年 2 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字下野字一本杉一乙 158 番、乙 186 番、乙 193 番、乙 205 番、乙 222 番 1、乙 222 番 2、乙 223 番 1、字一本杉二乙 323 番、乙 414 番 4、乙 471 番 5、字一本杉四乙 772 番 2、乙 884 番 1、乙 884 番 2、字一本杉五乙 1593 番、乙 1607 番 1、字一本松一乙 1989 番 3、乙 1990 番 1 から乙 1990 番 3 まで、乙 1990 番 6、字一本松二乙 2095 番 1、乙 2125 番、乙 2146 番 1、乙 2146 番 2、乙 2147 番 1、乙 2148 番 1、乙 2148 番 2、乙 2171 番、字一本松三乙 2347 番 1、乙 2367 番、乙 2501 番 2、乙 2504 番、乙 2542 番 3、字一本松四乙 2708 番 1、乙 2709 番 1、乙 2711 番、乙 2742 番 2

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)